



足場に係る規則改正について

■ 上記法令改正に該当する協力会社様のみ対象

施行：2023年10月1日より
※一部2024年4月1日～



事業者とは？

事業者とは事業をおこなうもの。事業とは同種の行為を反復、継続、独立して行う事としている。ここで言う事業者とは最終的に仕事を請け負った施工業者様を指す。

元請会社とは？

請け負った仕事の一部または全部を**下請け会社に委託する場合の親事業者**の事を指す。

元方会社とは？

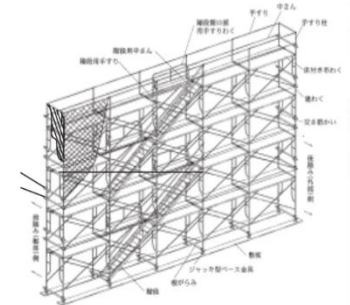
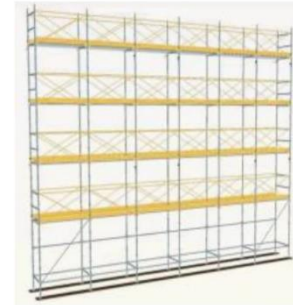
会社の業務の一部を**他の会社（派遣を含む）の社員に受け持ってもらう場合の依頼会社**の事を指す。

用語解説



二側足場（にそくあしば）とは？

右記のイラストにあるような頑丈な足場を指す。



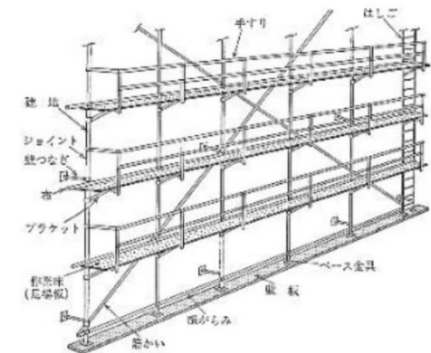
本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

厚生労働省HPより引用

一側足場（いっそくあしば）とは？

下記のイラストにあるような足場を指す。

備考：右記のイラストでは、手摺が設置されていますが、一側足場には法令上、手摺の設置義務がないことから墜落事故に繋がりが易いと考えられている。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

厚生労働省HPより引用



改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として **二側足場を使用すること**が必要になります。

R6.4.1
施行

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

R5.10.1
施行

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

R5.10.1
施行



改正ポイントの1つ目は「一側足場の使用範囲の明確化」です。

一側足場（いっそくあしば）とは、足場の構築方法の一つです。

建地（柱の支柱となる垂直材）が内側と外側の2本で構成される**二側足場**（にっそくあしば）を組むスペースがないような敷地が狭い場所で組まれるもので、建地が1本で構成されています。

このように、一側足場は、狭い現場で使用されることが多いことから、手すりなどの設置が困難であり、安全衛生規則で定められた**墜落防止措置の適用外**とされています。

一方で、2019年～2021年に発生した「足場からの墜落・転落による死亡災害」は56件中8件が**一側足場**（いっそくあしば）からというのが状況です。

そこで、今回の改正では、**幅1メートル以上の場所では、二側足場の使用を義務づけ、一側足場**（いっそくあしば）の使用範囲の明確化を図ります。

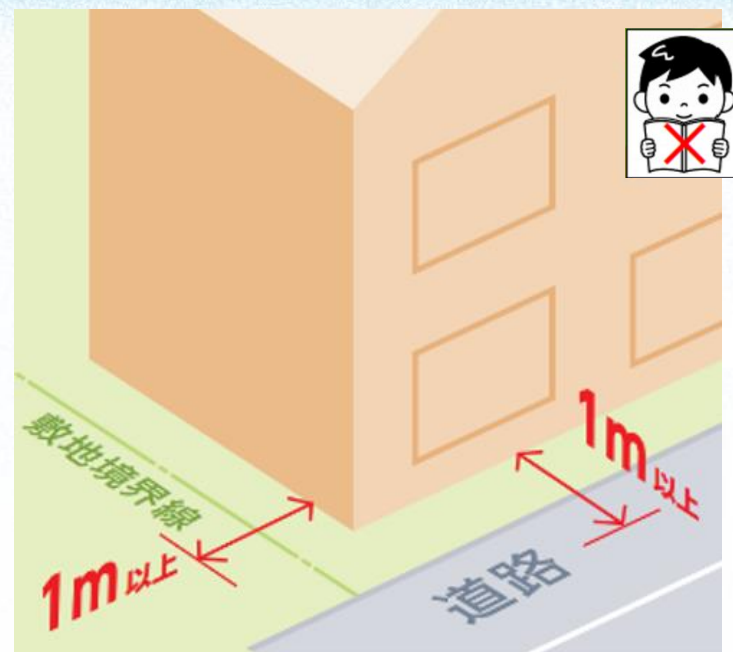
なお、つり足場を使用するときや、障害物があるなどして、二側足場（にっそくあしば）の使用が難しいときは、このルールは適応されないとしています。

①の項目については**施行開始日は2024年4月1日となります。**

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

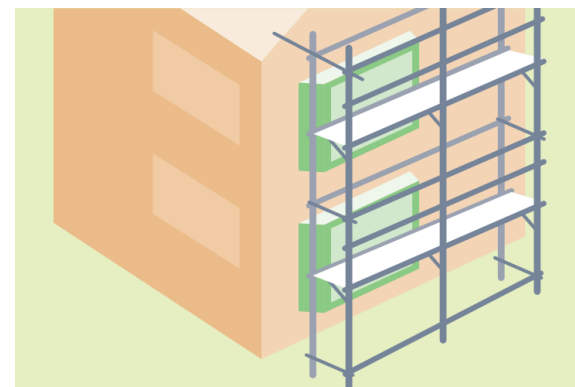
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所であっても、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



<留意点>

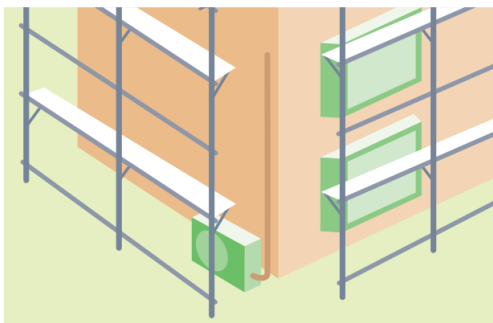
足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



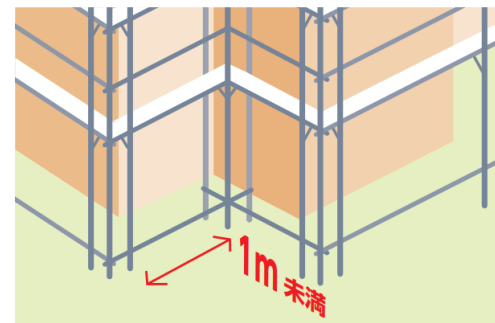


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

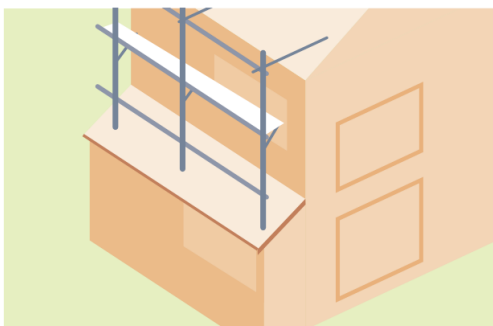
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



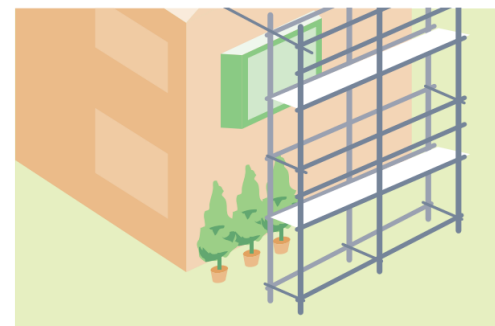
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。



改正労働安全衛生規則567条1項、2項では、その日の足場作業を開始する前や、悪天候の後などに足場作業を行うときは、**足場の点検が事業者**に義務づけられています。

これら**点検者の事前指名、および点検者氏名の記録・保存は、足場点検を確実な実施**を目的に義務づけられ、**2023年10月1日に施行**されます。今回の改正内容のうち、点検者の事前指名、および記録・保存の施行期日はおよそ半年後に迫っています。

点検用紙の修正など、今のうちに対応をしておきましょう。



(事業者 = 足場仮設の施工業者)又は、**(注文者 = 足場を使用する工業業者)**が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

③の補足解説

(事業者 = 足場仮設の施工業者)又は、**(注文者 = 足場を使用する工事御者)**が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に②で指名した**点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。**